

第 48 回

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

平成29年11月29日(水曜日)
午前10時(午前9時受付開始予定)

■ 開催場所

東京都新宿区内藤町87番地
四谷区民センター 9階
四谷区民ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照
ください。)

■ 決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 当社取締役に対する譲渡制限付株式
の付与のための報酬決定の件 |



株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
J E S C Oホールディングス株式会社
代表取締役社長 唐 澤 光 子

第48回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成29年11月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年11月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区内藤町87番地
四谷区民センター9階 四谷区民ホール

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第48期（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | | |
|-------|-------------------------------|-----|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 | |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 | |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 | |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 | |
| 第5号議案 | 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 | 以 上 |

◎お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎連結注記表と個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、本「招集ご通知」への記載を省略し、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.jesco.co.jp/ja/ir.html>)に記載させていただきます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、本株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.jesco.co.jp/ja/ir.html>)における掲載によりお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第48期の期末配当につきましては、業績、利益水準、財務状態、今後の事業展開に必要な内部留保及び配当性向などを総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、将来の企業価値の最大化に向けた投資等に活用してまいります。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9円、総額57,050,100円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年11月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(変更の理由)

株主総会及び取締役会の招集権者および議長を代表取締役と定めることで、会社としての意思決定体制を明確にするものであります。

また、法令に定める監査役員数が欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

併せて、平成29年10月2日付で子会社化した菅谷電気工事株式会社の定款目的事項を抱合させるため、当社の定款目的事項を追加するものであります。

(変更の内容)

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 管工事業および管工事に関連するメンテナンス業務</p> <p>4～6 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>7～11</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>12～22</u> (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>土木・管工事業および土木・管工事に</u>関連するメンテナンス業務</p> <p>4～6 (現行どおり)</p> <p><u>7 鋼構造物工事請負および関連するメンテナンス業務</u></p> <p><u>8 機械器具設置工事請負および関連するメンテナンス業務</u></p> <p><u>9 水道施設工事請負および関連するメンテナンス業務</u></p> <p><u>10 消防施設工事請負および関連するメンテナンス業務</u></p> <p><u>11～15</u> (現行どおり)</p> <p><u>16 産業廃棄物収集運搬業</u></p> <p><u>17～27</u> (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役</u>に事故があるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代る。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 ② <u>代表取締役に事故</u>があるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代る。</p>
<p>(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設) (新設)</p>	<p>(選任方法) 第29条 (現行どおり) ③ <u>当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつもと とし ひろ 松本 俊洋 (昭和18年1月8日)	昭和36年4月 日本無線株式会社入社 昭和45年8月 当社設立 代表取締役社長 平成25年9月 東京メディアコミュニケーションズ株式会社 (現JESCO CNS株式会社) 取締役相談役 平成25年10月 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 取締役会長 (現任) 平成25年11月 JESCO CNS株式会社 取締役相談役 (現任) 平成28年11月 当社代表取締役会長兼CEO (現任) (重要な兼職の状況) JESCO CNS株式会社 取締役相談役 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 取締役会長	812,000株
2	から さわ みつ こ 唐澤 光子 (昭和26年8月27日)	昭和52年6月 当社入社 平成4年6月 当社取締役 平成11年11月 当社常務取締役 平成17年9月 JESCO SE (VIETNAM) CO., LTD. (現 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY) 代表取締役社長 平成18年11月 当社専務取締役 平成22年11月 当社代表取締役専務 平成24年11月 当社代表取締役副社長 財務経理室長 平成28年11月 当社代表取締役社長 執行役員社長 (現任) 平成29年10月 菅谷電気工事株式会社 代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 菅谷電気工事株式会社 代表取締役会長	132,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	かわ しま せい いち 川 島 清 一 (昭和36年12月7日)	昭和63年4月 当社入社 平成23年11月 当社取締役 平成25年11月 JESCO CNS株式会社 代表取締役社長 平成27年10月 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 取締役 平成27年11月 当社常務取締役 平成28年11月 当社取締役 執行役員専務(現任) 平成28年11月 JESCO CNS株式会社 代表取締役社長 執行役員社長(現任) (重要な兼職の状況) JESCO CNS株式会社 代表取締役社長 執行役員社長	9,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	なかむた はじめ 中牟田 一 (昭和28年9月6日)	昭和47年4月 株式会社間組（現株式会社安藤・間） 入社 平成9年4月 当社入社 平成14年10月 大橋エアシステム株式会社入社 平成21年3月 当社入社 JESCO SE (VIETNAM) CO., LTD. (現 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY) 取締役 平成21年7月 JESCO AVM株式会社（現 JESCO CNS 株式会社）代表取締役社長 平成23年7月 JESCO SE (VIETNAM) CO., LTD. (現 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY) 代表取締役社長 平成24年7月 同社 取締役 平成26年11月 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 代表取締役社長 平成27年4月 JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANY 取 締 役 (現任) 平成27年4月 当社取締役 平成28年11月 当社取締役 執行役員常務 平成28年11月 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 代表取締役社長 執行役員社長 平成29年9月 当社取締役 執行役員専務（現任） 平成29年10月 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 取締役副会長（現任） (重要な兼職の状況) JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 取締役副会長 JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANY 取締役	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	おくむら はる ひで 奥村晴英 (昭和14年4月24日)	昭和38年4月 野村証券株式会社入社 平成元年6月 日本合同ファイナンス株式会社 (現株式会社ジャフコ) 取締役名古屋支店長 平成5年6月 同社 常務取締役第二投資本部長 平成9年6月 ジャフココンサルティング株式会社 (現株式会社ジャフコ) 取締役社長 平成11年7月 株式会社ユニバーサル証券研究所 顧問 平成12年10月 つばさハンズオンキャピタル株式会社 取締役会長 平成16年1月 株式会社ZENホールディングス 監査役 平成18年6月 同社 常勤監査役 平成27年3月 同社 常勤監査役退任 平成27年11月 当社取締役(現任)	3,000株
6	グエン ニャット リン (昭和49年9月5日)	平成8年4月 HOLLAND TRADE BRIDGE入社 平成11年4月 株式会社メディカル東友入社 平成12年1月 DONG HUU CO., LTD. 設立 CEO (現任) 平成18年6月 VINH TUONG INDUSTRIAL CORPORATION, MEMBER OF BOARD OF DIRECTORS 平成21年6月 VINH TUONG JOINT STOCK COMPANY, CEO 平成27年11月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) DONG HUU CO., LTD. CEO	0株
7	※おおつか かず ひこ 大塚和彦 (昭和27年4月9日)	昭和52年3月 菅谷電気工事株式会社入社 平成8年5月 同社 送電部長 平成15年7月 同社 執行役員工務第二部長 平成21年6月 同社 取締役 平成24年3月 同社 渋川支社支社長 平成27年2月 同社 代表取締役社長(現任) 平成29年11月 当社 執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 菅谷電気工事株式会社 代表取締役社長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 奥村晴英氏とグエン ニャット リン氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由について

- (1) 奥村晴英氏は、長年に亘り上場会社等の取締役及び監査役としての経験を有しており、取締役会等において、客観的な視点から経営に対する監督・指導をして頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
 - (2) グェン ニャット リン氏は、ベトナムにおいて複数の企業経営の経験があり、ベトナムでの法令やビジネスに精通しており、その経験と見識を活かし当社の経営について監督・指導して頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
5. 社外取締役候補者である奥村晴英氏とグェン ニャット リン氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 社外取締役候補者である奥村晴英氏とグェン ニャット リン氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

7. 社内取締役候補者の選任理由について

- (1) 松本俊洋氏は、創業時から当社代表取締役社長として、また平成28年11月から代表取締役会長兼CEOとして、当社の業務を統括しその役割を適切に果たしております。グループ全体の事業及び経営に精通し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。
- (2) 唐澤光子氏は、当社における財務経理室業務と経営に携わり、また当社代表取締役社長執行役員社長としての役割を適切に果たしております。グループ全体の事業及び経営に精通し、豊富な経験と見識を有していることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。
- (3) 川島清一氏は、当社グループの主要な業務と経営に携わり、当社取締役執行役員専務としての役割を適切に果たしております。グループ全体の事業及び経営に精通し、豊富な経験と見識を有していることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。
- (4) 中牟田一氏は、当社グループの主要な業務と経営に携わり、当社取締役執行役員専務としての役割を適切に果たしております。グループ全体の事業及び経営に精通し、豊富な経験と見識を有していることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。
- (5) 大塚和彦氏は、平成29年10月2日に子会社化した菅谷電気工事株式会社の代表取締役社長として、同社の業務と経営に携わり、豊富な経験と見識を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役として北岡 諭氏を選任することをお願いするものであります。

なお、北岡 諭氏の補欠の社外監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
きた おか さとし 北岡 諭 (昭和62年7月24日)	平成26年3月 早稲田大学大学院法務研究科卒業 平成27年11月 司法修習修了(第68期) 平成27年12月 東京弁護士会 弁護士登録(第68期) 平成27年12月 小篠映子法律事務所(現小篠北岡法律事務所)入所(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 補欠の社外監査役候補者とした理由
 北岡 諭氏は、弁護士であり、企業法務等に係る専門知識を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、同氏を補欠の社外監査役候補者といたしました。
 3. 補欠監査役候補者である北岡 諭氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員となります。

第5号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成25年11月28日開催の第44回定時株主総会において、年額3億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額6千万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分につ

いては、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じませぬ。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年150,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

(添付書類)

事業報告

第 48 期

(平成28年9月1日から
平成29年8月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

わが国の建設業界における状況は、設備投資や個人消費動向の回復を受け、緩やかに持ち直してきております。2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた投資、特に社会インフラの整備などの投資が拡大傾向にあります。この傾向は、防災行政無線やETC事業等の大型案件の受注、太陽光発電工事業における引き合いの増加等として現れております。

また、アセアン地域における根強い投資意欲を背景に、産業の新拠点としてベトナムを中心とした東南アジアへの日本企業のシフトが進み、これに伴ってベトナム及び近隣諸国のODA案件やその他の大型プロジェクトは活況を呈しております。

一方で、建設業界全体においては、労働者の賃金の高騰や経費の見直し等による価格差が大きくなっております。たとえば、日本国内における移動体通信事業においては、物量は確保できても、システムのコンパクト化が進み、個々の契約価格は下がる傾向にあります。

また、日本国内においては、技術者不足、人件費の上昇等の要因から、受注できない状況がしばらく続くと考えられ、それに伴って、さらなるコストの圧縮が求められることになると考えられます。

当社グループとしましては、こうした状況を総合的に踏まえたうえで、海外のグループ会社への設計積算業務のシフト化、業務のアウトソーシングの利用による効率化などの施策をさらに一層すすめてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高78億59百万円（前期比6.6%減）、営業利益2億75百万円（前期比0.9%増）、経常利益2億47百万円（前期比9.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1億17百万円（前期比52.6%減）となりました。

(単位：百万円)

セグメント名称	受注高		売上高		次期繰越高	
	金額	増減率(%)	金額	増減率(%)	金額	増減率(%)
国内EPC	5,789	△21.8	5,552	△7.0	4,983	5.0
アセアンEPC	1,463	△40.0	1,780	△11.8	1,737	△15.4
総合メディア	264	△58.5	499	△26.7	—	—
不動産	258	—	258	—	—	—
その他	416	△14.8	416	△14.8	—	—
調整 (内部取引)	△615	—	△647	—	—	—
合計	7,576	△25.7	7,859	△6.6	6,720	△4.0

(注) 受注高、売上高及び次期繰越高は内部取引消去前で記載しております。

【事業セグメントの業績】

(1) 国内EPC事業

国内EPC事業においては、移動体通信事業のI M C S 関連工事の落ち込み、社会インフラ事業の防災行政無線やE T Cレーンの整備工事等の大型案件が同時完工したこと、太陽光発電工事業においては、特別高圧、いわゆるメガクラスの発電所の案件が多いことに加え、電力事業者の入札制度導入などと相まって、受注に結びつく案件は限定的なものとなりました。また、電設事業では、商業施設等が中心となったことにより、価格競争の激化や業界全体の縮小傾向の影響を受け、収益力を低下させる要因ともなっております。

この結果、当セグメントの業績は、外部顧客への売上高55億9百万円(前期比6.7%減)、セグメント利益(営業利益)1億84百万円(前期比15.9%増)となりました。

(2) アセアンEPC事業

アセアンEPC事業においては、JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANYが、日本のODA案件の南北高速道路(ホーチミン～ゾーザイ間)のI T S 設備工事が完了いたしました。全体として、受注の遅れにより、結果として収益減となりました。

一方、JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANYは、ホーチミン市のビル、マンション等の電気設備・空調衛生設備・給排水衛生設備工事を多く手がけており、安定的な収益を獲得することに貢献しております。

総じてアセアンEPC事業全体として、こうした受注の遅れを回復するには至りませんでした。

この結果、当セグメントの業績は、外部顧客への売上高17億27百万円(前期比8.5%減)、セグメント利益(営業利益)34百万円(前期比59.6%減)となりました。

(3) 総合メディア事業

総合メディア事業においては、商業施設のLEDビジョンに対する需要はあり、こうした装置の設置工事の案件の受注を得ることができておりますが、一方、スポーツ施設等の広告媒体や案内板のデジタルサイネージ(注)やロードサイドの大型LEDビジョンは、その更新等の提案をするものの、具体的な成約にはつながらない厳しい状況が続いております。

全般的に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えているものの、その効果はまだ需要となって現れておらず、広告販売の伸びは厳しい状況にあります。

この結果、当セグメントの業績は、外部顧客への売上高4億13百万円（前期比30.0%減）、セグメント損失(営業損失)13百万円（前期は32百万円の損失）となりました。

(注) デジタルサイネージ

表示と通信にデジタル技術を活用することで、平面ディスプレイに映像や情報を表示する広告媒体であります。主に商業広告や駅・空港の案内板などに利用されております。

(4) 不動産事業

不動産事業においては、経営戦略の一環として企業価値向上を目的に所有または使用する不動産(CRE)を収益の中心としております。駅に近い立地の高付加価値のオフィスビルを所有し、これを適正な価格で賃貸することで安定的な収益を生んでおります。

規模の追求ではなく、高い収益性を維持しながら、高品質のサービスを提供することで、顧客満足度の高いサービスを展開しております。

この結果、当セグメントの業績は、外部顧客への売上高2億8百万円、セグメント利益(営業利益)77百万円となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資において、自社で現在保有する不動産を含めた総合的な最適化を検討した結果、東京都板橋区の土地と建物を売却しました。その総額は3億59百万円でありました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、これまで培ってきた電気・通信・システムの技術及びノウハウをベースに、日本国内市場及びベトナムを中心とするアセアン市場において、総合エンジニアリング企業として、実績と地位を確立してまいりました。

これからは、企画から設計、施工、メンテナンスに至るトータルソリューションを提供することで、お客様のニーズにいち早く対応できる体制を構築し、国内外における様々な課題に取り組むことで、人々が安心して暮らしていけるサステナブルな社会の実現を目指してまいります。

今後のさらなる成長のためには、現状を甘受することなく新たな課題に果敢に挑戦し、それを克服することを通じて、より広く社会に認知していただき、企業としての価値をさらに高めてまいります。

(1) グループに共通する課題

① 既存事業のスマート化と新しい分野における事業化

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を境として、それまでの2～3年の間は、社会インフラの整備、旧態化した施設の修繕等、ハードまたはソフトの両面での投資が増え、国内の建設業界全体としては堅調に推移すると考えられます。

しかしながら、その後の市場動向は縮小傾向が予想され、その上に技術者の不足や高齢化、賃金の上昇等の要因から、結果、受注に至らず、業績に直接的にはつながらないという状況も考えられます。

こうした現状と将来の展望のなか、国内においては、新たにICTやIOTなどの先端技術を活用し、スマート農業やプラント修繕事業といった新しい分野にも挑戦してまいります。

また、新しい分野への挑戦に並行して、既存の事業においては、これまで以上に工期管理を安全にかつ徹底しつつコスト意識を高めるとともに、同時に品質の維持向上を図ってまいります。

高い品質、徹底した安全管理を旨として、当社グループの特徴である高い技術力をベースに、マルチタスクが可能な組織体制を構築し、電気設備・情報通信ネットワークに関する提案型のソリューションカンパニーとして、サステナブルな社会の実現に向けて果敢に挑戦してまいります。

② アセアンNo.1を目指すアクションプラン

設立以来、JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY (以下、ASIA社)及びJESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANY (以下、JHE社) はともに、ベトナム市場において、日本のODA事業や民間の大型プロジェクトに参画し、多くの実績を残してまいりました。

今後も根強い投資意欲を背景に、近隣諸国のODA案件や大型プロジェクトに参画するなかで、企画から施工、アフターサービスまで一貫したソリューションを提供しつつ、差別化を図ってまいります。

一方、ベトナムをはじめとするアセアン地域における投資意欲は強いことから、同地域でのビジネスチャンスを得て、事業を拡大するために、新たなステージにおいて事業を展開し、名実ともにアセアンNo.1の地位を築いてまいります。

また、JESCO CNS株式会社は、日本国内において多くのお客様との取引を通じて、品質、安全、工期、価格その他の面でご評価いただいておりますが、いわゆる日本品質、またJESCO品質を海外、特にアセアン地域において提供すべく、同地域におけるインフラプロジェクトの受注に向けてASIA社及びJHE社と協働体制を構築してまいります。

③ 日本国内市場の再編・拡大のための積極的なM&A

日本国内における建設業界は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を境に、人口減少と相俟って縮小していくことは予想されます。このような状況において、事業および組織のスマート化を図っていくことが必要と考えております。縮小する市場動向のなかで、当社グループの市場における価値を高めるためには、自ら積極的に市場を再編し拡大すること、事業を高度に効率化しつつ適正な組織体制を構築すること、及びIT化をさらに加速し現行の業務のあり方そのものを根本から見直すこと、これらを通じて、ステークホルダーすべての幸福と可能性を最大化することを目指してまいります。

積極的な市場の開拓と再編により事業を拡大するためには、グローバルな視点と同時に、国内ローカルにも根ざした国内市場の掘り起こしもまた、当社グループにおける重点施策として位置づけてまいります。

具体的には、国内ローカルにおいて確かな実績を挙げており、当社グループの一員として協働できる会社を積極的にM&Aし、国内市場における確かな足固めをすることで、地方への展開を図り、当社グループのネットワークを構築・拡大し、ローカルエリアにおいて様々なソリューションを提供してまいります。今回の菅谷電気工事株式会社のグループ企業化は、その一環としての位置づけになります。

④ 組織体制の適正化と人材育成

国内市場は縮小傾向、海外拠点における投資拡大傾向、事業の適正利益の確保と向上を総合的に斟酌しますと、当社グループにおけるヒューマンリソースを最大限に活用しつつ、知識やノウハウの共有化・共通化を通じて、グループ全体の品質向上を目指してまいります。

グループ全体の品質向上には、営業、積算、見積、調達、施工の部門だけではなく、管理部門も含めた各部門の“品質”を改めて見直し、単なる目標としてではなく、そのための施策をそれぞれの部門において具体化し、実施運用してまいります。

なお、グループ会社は、事業規模や事業を展開する地域等を異にする会社から構成されているため、これらの相違により当該グループ会社がさらされるリスクの内容や程度等も異なります。すなわち、グループ会社といっても会社により内包するリスクがそれぞれ異なることとなります。そのため、組織体制の適正化や人材育成においては、この点を十分にモニタリングしつつ具体策を講じてまいります。

(2) 国内EPC事業に係る課題

① 営業体制・受注体制の再構築

システム事業分野は道路系インフラシステム分野、監視カメラ設備、高速道路を中心とした各種付帯設備や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて社会インフラ整備、また施設修繕等の建設工事がより具体化し始め、ここ2～3年工事が増加すると考えられます。

また、東京都内を中心とした再開発事業も加速することが予想されます。しかし建設業界の共通した課題は、こうした需要増加に反して技術者不足、賃金の上昇等、発注されても受注出来ない等の環境が、暫く続くと考えられ、各事業においては、単価の更なる圧縮が要求されるものと考えられます。

こうしたなか、国内EPC事業として、需要を掘り起こし、受注確保のため一体化した新たな組織体制で臨み、得意先の開拓、目標・目的を明確にして効率化によるコスト低減を含めたスリムな体制を再構築してまいります。

② 組織体制の再構築

組織体制としては管理部門、事業部門の2つの本部を設置、それぞれの目標・目的を明確にして体制強化を図っていきます。

管理本部は経営の効率化、数値の継続的な管理、購買力を生かしたコストダウンを目指してまいります。更に社員のスキルアップ、活性化を目指して育成を図るとともに適正な人材確保を行ってまいります。IT武装化を積極的に進め、スタッフの労力軽減、職場環境の改善、コスト削減に注力してまいります。

事業本部はスキルアップを強力に推し進め、次期リーダーを中心とした組織の活性化と、市場トレンドを的確に捉えた事業基盤の構築に注力してまいります。

また昨年度より事業部と各支店は事業本部として一体化し、プロフィットセンターとして地域性、人材のマルチ化、繁忙期の人員調整をスムーズに行い、利益率の向上を図ると共に、さらに目標を明確にし、リアルタイムで目標管理が出来るようIT化を進めてまいります。

設備事故やクレーム数を限りなく少なくするべく、教訓を生かし社内検査の充実、安全意識教育の徹底などを推進してまいります。

また工事会社の要であります高品質と安全施工を武器に各得意先様の信頼を高め、特定の事業に特化せずマルチスキル化を推進し、新規事業にも果敢に挑戦し変化する市場にスピード感を持って対応し、何事にも常に前向きな姿勢で臨む集団として組織づくりを行い、今期の事業目標達成に向けて邁進してまいります。

(3) アセアンEPC事業に係る課題

① アセアン地域における受注及び施工の体制

工業国家を目指すベトナムは、ODA案件をはじめとするインフラ投資が伸び続けており、安定した経済成長を続けております。

このような経済環境において、ASIA社は、企画・設計・調達・建設・メンテナンスを請け負える一気通貫型企業を目指し、日本ODA案件のベトナム南北高速道路のITS設備工事の実績を活かし、新規ITSプロジェクトや空港、鉄道、道路などのインフラプロジェクトの受注に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、従来からの強みである電気設備設計や積算の部門における安定的な基盤を構築するとともに、他の部門においても新規顧客を獲得することを通じて受注拡大を図ってまいります。

一方、JHE社は、大型の集合住宅の電気設備等の受注実績を足がかりに、引き続きこうした集合住宅の受注に注力してまいります。

② 人材の育成・確保

ここ数年間、ベトナムにおける有名大学の技術系・事務系の新卒者の採用を積極的に行ってまいりました。また、各事業分野でOJTを通じて若く真摯な技術者となるべく教育にも注力しております。

従来から実施しておりますベトナム人技術者に対して、社内での日本語教育を継続するとともに、日本のJESCOグループ企業やお得意先様へ研修生として積極的に派遣し、技術の習得・向上とブリッジエンジニアとしてのポジションを確立し、ベトナムへのオフショアを通じ日系企業からの受注に注力してまいります。

以上のことを通じて、日本国内同様の品質を目指して、品質・安全・施工管理等の向上を図ってまいります。

(4) 総合メディア事業に係る課題

事業内容は、LEDビジョンなどの大型映像装置の設置企画、施工及びメンテナンスまで一貫したソリューションと、大型ビジョン等の設置のために資材調達、運用管理、設計・施工までを展開しております。

今後の展開としては、LEDビジョンなどの映像装置の施工等の分野は国内EPC事業へ移管し事業を継続してまいります。ビジョン等の広告分野は、広告主からの受注も不振であり、早晩事業縮小の方向ですすめてまいります。

(5) 不動産事業に係る課題

規模の追求ではなく、適切かつ安定的な収益源として事業を運営していくことを旨としております。常に市場動向や顧客ニーズをモニタリングしつつ、適正価格かつ高品質なサービスを提供することを通じて、安定的な収益獲得を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第45期 (平成26年8月期)	第46期 (平成27年8月期)	第47期 (平成28年8月期)	第48期 (当連結会計年度) (平成29年8月期)
売 上 高	6,810,424	8,034,746	8,416,512	7,859,383
経 常 利 益	302,054	348,360	273,598	247,695
親会社株主に帰属する 当期純利益	206,223	242,558	247,966	117,512
1株当たり当期純利益	47円23銭	55円56銭	40円17銭	18円74銭
総 資 産	6,288,038	6,966,646	8,675,525	8,266,775
純 資 産	917,704	1,239,681	2,332,912	2,513,620

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。

2. 平成25年12月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を、平成27年4月30日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第45期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、第45期及び第46期の1株当たり当期純利益を算出しております。

当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第45期 (平成26年8月期)	第46期 (平成27年8月期)	第47期 (平成28年8月期)	第48期 (当事業年度) (平成29年8月期)
売 上 高	390,953	442,600	588,191	723,839
経 常 利 益	140,571	100,344	165,462	97,229
当 期 純 利 益	76,624	86,631	229,713	74,541
1株当たり当期純利益	17円55銭	19円84銭	37円22銭	11円89銭
総 資 産	3,341,832	3,330,559	5,618,255	5,093,659
純 資 産	790,346	865,907	1,984,999	2,038,300

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。

2. 平成25年12月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を、平成27年4月30日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第45期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、第45期及び第46期の1株当たり当期純利益を算出しております。

6. 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
JESCO CNS 株式会社	50,000千円	100.0%	国内EPC事業 電気通信工事業 電気工事業 総合メディア事業
JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY	129,743,750千VND	87.4% (5.2%)	アセアンEPC事業 設計・積算・SI事業
JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANY	72,866,960千VND	51.2% (51.2%)	アセアンEPC事業 電気・空調衛生設備工事業

(注) 「当社の議決権比率」欄の(内書)は間接所有であります。

7. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、電気工事、電気通信工事の請負、総合メディア事業、不動産事業、人材派遣事業サービス業等を行っております。

8. 主要な拠点

会社名	主要拠点	
JESCOホールディングス株式会社	本店	東京都新宿区
JESCO CNS株式会社	本店	東京都中野区
	支店	東京都新宿区 大阪府大阪市生野区 愛知県名古屋市中熱田区
JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY	本店	ベトナム ホーチミン市
	支店	ベトナム ハノイ市 ベトナム ダナン市
JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANY	本店	ベトナム ホーチミン市

(注) 1. JESCO CNS株式会社は、平成29年7月に東京都新宿区に中落合テクノステーションを開設しております。

2. JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANYは、平成29年9月にベトナム ダナン市にダナン支店を開設しております。

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数
JESCO CNS株式会社	156名
JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY	130名
JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANY	227名
当 社	25名
合 計	538名

(注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員は含まれておりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25名	1名増	44.5歳	7.5年

(注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入金残高
西 武 信 用 金 庫	1,398,903千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	335,784千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	300,000千円
西 京 信 用 金 庫	40,000千円

Ⅱ. 当社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 17,464,000株
 ② 発行済株式総数 6,338,900株
 ③ 株 主 数 2,434名
 ④ 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
枅 本 俊 洋	812,000株	12.81%
京セラコミュニケーションシステム株式会社	400,000	6.31
日 本 コ ム シ ス 株 式 会 社	400,000	6.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	349,700	5.52
ヤ マ ト 電 機 株 式 会 社	300,000	4.73
J E S C O 従 業 員 持 株 会	227,054	3.58
株 式 会 社 新 川	200,000	3.16
唐 澤 光 子	132,000	2.08
西 武 信 用 金 庫	130,000	2.05
金 田 孟 洋	128,000	2.02

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成25年12月11日開催の取締役会決議による新株予約権

- (1) 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- (2) 新株予約権の行使価額 1個につき2,200円
- (3) 新株予約権の行使条件
 - ① 各新株予約権の行使にあたっては、一部行使ができるものとする。
 - ② 本新株予約権は、当会社の株式が東京証券取引所又はその他株式市場（国内外を問わず。）に上場した場合に限り行使することができる。
 - ③ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当会社、当会社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当会社に対する過去の貢献や将来のその期待に鑑み、当会社取締役会が相当と認める場合は、別異の取扱をすることができる。
 - ④ 本新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権の行使期間 平成27年12月12日から平成35年12月12日まで
- (5) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		保有者数
取 締 役	1,700個	普通株式	17,000株	2名
監 査 役	700個	普通株式	7,000株	2名

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

3. その他新株予約権に関する事項

当社は、平成28年10月14日開催の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

		第2回新株予約権
発行決議日		平成28年10月14日
新株予約権の数		2,280個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 228,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 43,400円 (1株当たり 434円)
権利行使期間		平成29年12月1日から 平成35年11月30日まで
行使の条件		① 本新株予約権は、一定の業績を達成した場合に限り行使することができる。 (注) 1, 2 ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
割当先	当社および当社子会社の取締役および従業員	新株予約権の数 2,280個 目的となる株式数 228,000株 割当者数 20名

(注) 1. 金融商品取引法に基づき平成29年11月に提出する平成29年8月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書において、営業利益の額が5億円を超えた場合に限り、付与された本新株予約権のうち50%を行使することができるものとしております。

2. 金融商品取引法に基づき平成30年11月に提出する平成30年8月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書において、営業利益の額が6億1200万円を超えた場合に限り、付与された本新株予約権のうち100%を行使することができるものとしております。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
杉本俊洋	代表取締役会長兼CEO	JESCO CNS株式会社 取締役相談役 JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 取締役会長
唐澤光子	代表取締役社長 執行役員社長	
川島清一	取締役 執行役員専務	JESCO CNS株式会社 代表取締役社長 執行役員社長
中牟田一	取締役 執行役員常務	JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 代表取締役社長 執行役員社長 JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANY 取締役
金箱明憲	取締役 執行役員 戦略経営企画室長	
奥村晴英	取締役	
グエンニャットリン	取締役	DONG HUU CO., LTD., CEO
鈴木正明	常勤監査役	JESCO CNS株式会社 監査役 株式会社コア 取締役
向井久志	監査役	JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY 監査役 JESCO HOA BINH ENGINEERING JOINT STOCK COMPANY 監査役
佐藤精一	監査役	赤木法律事務所

- (注) 1. 取締役奥村晴英氏及びグエンニャットリン氏は、社外取締役であります。常勤監査役鈴木正明氏及び監査役佐藤精一氏は、社外監査役であります。
2. 社外取締役である奥村晴英氏及びグエンニャットリン氏、社外監査役である鈴木正明氏及び佐藤精一氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 取締役中牟田一氏は、平成29年9月をもって執行役員専務に、平成29年10月をもってJESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY取締役副会長に就任しております。
4. 古手川太一氏、川田伸二氏及び加藤直行氏は、平成28年11月29日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 常勤監査役鈴木正明氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を有するものであります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 100百万円（うち社外取締役 2名 2百万円）

監査役 3名 10百万円（うち社外監査役 2名 8百万円）

(注) 1. 上記には、平成28年11月29日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおり、無報酬の取締役3名を含んでおりません。

2. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 定款又は株主総会で定められた報酬等限度額は、次のとおりであります。

取締役 年額 300百万円

監査役 年額 30百万円

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

特別な利害関係はありません。

(2) 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況

氏名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
奥村晴英	取締役会15回開催、うち15回出席	主に会社経営者としての豊富な知識・経験を踏まえ、議案の審議につき、発言を適宜行っております。
グエン ニャット リン	取締役会15回開催、うち12回出席	主にベトナムでの法令やビジネス、並びに経営者としての豊富な知識・経験を踏まえ、議案の審議につき、発言を適宜行っております。
鈴木正明	取締役会15回開催、うち15回出席 監査役会16回開催、うち16回出席	主に公認会計士としての専門的な知識・経験を踏まえ、発言を適宜行っております。
佐藤精一	取締役会15回開催、うち15回出席 監査役会16回開催、うち16回出席	主に弁護士としての専門的な知識・経験を踏まえ、発言を適宜行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

優成監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が適正であると判断し同意いたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

VI. 会社の業務の適正を確保するための体制

当社が会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守し職務を執行する。コンプライアンスの着実な実践を図るため、「コンプライアンス規程」を制定し、「コンプライアンス委員会」がこれを統括する。
- (2) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。取締役の職務の執行状況は、監査役監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受けるものとする。
- (3) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき業務執行部門から独立した立場で継続的に内部統制システムの運営状況についての内部監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役会及び監査役に適宜報告する。
- (4) 取締役及び使用人の職務の執行に係る法令遵守上疑義のある行為等については、「コンプライアンス委員会」が対処するものとし、不祥事の未然発見及び再発防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会の議事録及び資料を含め、取締役の職務の執行に係る情報については、法令を遵守し、文書又は電磁的媒体に適切に記録し保管する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の記録、保管状況について、監査役の監査を受けるものとする。また、法令に則り必要な情報開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、リスク管理に関する基本方針を決定する。「リスクマネジメント規程」を制定し、当社又はグループ各社のリスク管理を適切に行うための組織・体制を明確にする。「リスクアセスメント委員会」がこれを統括する。
- (2) 「リスクアセスメント委員会」は、経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に対して提供する。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置又は対応責任者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営の効率化と責任の明確化を図る。
 - (2) 当社は、取締役会を少なくとも月1回開催するものとする。取締役会で決議する重要な事項は取締役会規程において定め、必要に応じ執行役員会において事前に議論を行う。
 - (3) 取締役会は、経営基本方針及び経営目標・予算を策定し、執行役員は取締役会が策定した経営目標・予算の達成に向けて職務を執行する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社は、社会的規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守する。
 - (2) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運用を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき当社グループの連結経営を実践する。
 - (3) 子会社は、当社との連携・情報共有を密に保ちつつ、自律的に内部統制システムを整備する。子会社の規程は当社の規程類に準じて整備されるべきものとする。
 - (4) 「内部監査室」は、当社及び子会社における内部監査を定期的実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - (5) 監査役は子会社の監査役と連携して子会社の業務執行状況を監査し、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の業務の適正を監視、監査する。
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう、適切に対応するものとする。
 - (2) 当該使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、職務の遂行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社又はグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに当社監査役に報告するものとする。
 - (2) 当社及び子会社は、「社内通報制度規程」に基づき通報者保護に努めるものとする。
 - (3) 取締役は、取締役会等の重要な会議において、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項についての報告を行う。監査役は、当該会議に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。
 - (4) 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人等に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役との意見交換を定期的に行い、監査上の重要課題等について意見交換を行う。監査役が重要な会議への出席を求めた場合これを尊重する。
 - (2) 監査役は、内部監査室、会計監査人、子会社の監査役との定期的な情報交換を行い、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
 - (3) 監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。
10. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - (1) 当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。
 - (2) 当社は、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行う。
 - ① 反社会的勢力対応部署の設置
 - ② 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立
 - ③ 外部専門機関との連携体制の確立
 - ④ 反社会的勢力対応マニュアルの策定
 - ⑤ 暴力団排除条項の導入
 - ⑥ その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務執行の法令・定款への適合性及び効率性の確保

定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を3回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規程に定められた重要項目について確認・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行いました。

また、会長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、重要確認事項について主管部署及び各子会社から報告を受けました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理

取締役会議事録、稟議書、会計帳簿その他の業務執行に関する電子情報を含む資料について、種類ごとに所定の方法により作成、保管をしております。

3. 損失の危険の管理

当社グループの主要なリスクについて、会長が委員長を務めるリスクアセスメント委員会に於いて審議し、各社社長からリスク軽減に向けた対応策の報告を受け、確認しました。

4. 取締役及び使用人から監査役への報告

当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役に対して法定の報告のみならず、当社グループの業績等、当社グループの業務状況につき、定期的又は当社監査役の要請に応じて報告を行っております。

5. 監査役の監査体制

監査役は、取締役会への出席及びグループ各社の取締役会及びその他の重要会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に関わる重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行いました。また監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室、当社グループの取締役及び監査役、各事業部門との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,169,907	流 動 負 債	3,718,463
現金及び預金	783,034	支払手形	366,413
受取手形	93,037	工事未払金	1,405,375
完成工事未収金	2,827,138	短期借入金	589,083
未成工事支出金	227,625	1年内償還予定の社債	468,000
原材料及び貯蔵品	164,053	1年内返済予定の長期借入金	141,668
繰延税金資産	21,545	リース債務	38,066
その他	137,416	未払法人税等	34,065
貸倒引当金	△83,944	賞与引当金	43,491
固 定 資 産	4,095,987	未成工事受入金	371,352
有形固定資産	3,780,358	その他	260,946
建物及び構築物	1,214,187	固 定 負 債	2,034,690
機械装置及び運搬具	873	長期借入金	1,365,999
工具、器具及び備品	141,969	リース債務	37,657
土地	2,298,792	退職給付に係る負債	175,324
リース資産	65,224	長期未払金	315,963
建設仮勘定	59,311	その他	139,745
無形固定資産	69,008	負 債 合 計	5,753,154
のれん	15,586	純 資 産 の 部	
その他	53,421	株 主 資 本	2,242,731
投資その他の資産	246,620	資本金	925,002
投資有価証券	46,294	資本剰余金	824,642
繰延税金資産	76,296	利益剰余金	493,086
その他	154,965	その他の包括利益累計額	△25,156
貸倒引当金	△30,936	その他有価証券評価差額金	3,095
繰 延 資 産	880	為替換算調整勘定	△28,252
社債発行費	880	新 株 予 約 権	450
資 産 合 計	8,266,775	非 支 配 株 主 持 分	295,595
		純 資 産 合 計	2,513,620
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,266,775

連結損益計算書

(平成28年 9月1日から
平成29年 8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,859,383
売上原価	6,788,113
売上総利益	1,071,269
販売費及び一般管理費	795,439
営業利益	275,830
営業外収益	
受取利息	9,385
受取配当金	6,841
為替差益	933
製作業の売却益	3,471
その他	6,412
営業外費用	
支払利息	37,862
その他	17,317
経常利益	247,695
特別利益	
固定資産売却益	6,986
特別損失	
減損損失	36,000
税金等調整前当期純利益	218,682
法人税、住民税及び事業税	62,088
法人税等調整額	5,033
当期純利益	151,560
非支配株主に帰属する当期純利益	34,047
親会社株主に帰属する当期純利益	117,512

連結株主資本等変動計算書

(平成28年 9 月 1 日から
平成29年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 計
当期首残高	914,244	813,884	425,502	2,153,632
当期変動額				
新株の発行	10,758	10,758	—	21,516
剰余金の配当	—	—	△49,928	△49,928
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	117,512	117,512
新株予約権の発行	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	10,758	10,758	67,583	89,099
当期末残高	925,002	824,642	493,086	2,242,731

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	△4,784	△68,423	△73,207	—	252,488	2,332,912
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	21,516
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△49,928
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	117,512
新株予約権の発行	—	—	—	450	—	450
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	7,880	40,170	48,051	—	43,107	91,158
当期変動額合計	7,880	40,170	48,051	450	43,107	180,708
当期末残高	3,095	△28,252	△25,156	450	295,595	2,513,620

貸借対照表

(平成29年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	833,494	流動負債	1,290,917
現金及び預金	444,559	短期借入金	567,019
売掛金	130	1年内償還予定の社債	468,000
前払費用	27,791	1年内返済予定の長期借入金	130,318
短期貸付金	313,000	リース債務	12,448
繰延税金資産	3,705	未払金	29,613
その他の貸倒引当金	44,438	未払費用	2,127
	△130	未払法人税等	11,509
固定資産	4,259,284	未払消費税等	39,115
有形固定資産	3,352,239	預り金	8,666
建物	1,148,676	前受収益	17,241
構築物	4,627	賞与引当金	4,857
機械装置	118	固定負債	1,764,442
車両運搬具	0	長期借入金	1,337,071
工具、器具及び備品	22,749	リース債務	9,884
土地	2,154,686	退職給付引当金	12,866
リース資産	21,092	長期未払金	303,556
建設仮勘定	288	預り保証金	101,010
無形固定資産	49,067	繰延税金負債	52
借地権	44,646	負債合計	3,055,359
ソフトウェア	3,710	純資産の部	
その他の	710	株主資本	2,037,124
投資その他の資産	857,977	資本金	925,002
関係会社株式	767,174	資本剰余金	806,340
投資有価証券	35,755	資本準備金	516,902
敷金	30,602	その他資本剰余金	289,438
出資金	15,200	利益剰余金	305,781
長期前払費用	1,849	利益準備金	46,904
その他の貸倒引当金	8,646	その他利益剰余金	258,876
繰延資産	880	繰越利益剰余金	258,876
社債発行費	880	評価・換算差額等	726
		その他有価証券評価差額金	726
資産合計	5,093,659	新株予約権	450
		純資産合計	2,038,300
		負債及び純資産合計	5,093,659

損 益 計 算 書

(平成28年 9 月 1 日から
平成29年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	723,839
売 上 原 価	114,658
売 上 総 利 益	609,180
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	487,850
営 業 利 益	121,330
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,530
受 取 配 当 金	6,630
為 替 差 益	3,998
そ の 他	5,744
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	31,965
社 債 保 証 料	4,679
そ の 他	7,358
経 常 利 益	97,229
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	5,200
税 引 前 当 期 純 利 益	102,430
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16,017
法 人 税 等 調 整 額	11,871
当 期 純 利 益	74,541

株主資本等変動計算書

(平成28年9月1日から
平成29年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本計 合
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	914,244	506,144	289,438	795,582	46,904	234,264	281,168	1,990,995
当期変動額								
新株の発行	10,758	10,758	—	10,758	—	—	—	21,516
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△49,928	△49,928	△49,928
当期純利益	—	—	—	—	—	74,541	74,541	74,541
新株予約権の発行	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	10,758	10,758	—	10,758	—	24,612	24,612	46,128
当期末残高	925,002	516,902	289,438	806,340	46,904	258,876	305,781	2,037,124

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△5,996	△5,996	—	1,984,999
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	21,516
剰余金の配当	—	—	—	△49,928
当期純利益	—	—	—	74,541
新株予約権の発行	—	—	450	450
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,722	6,722	—	6,722
当期変動額合計	6,722	6,722	450	53,301
当期末残高	726	726	450	2,038,300

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年10月20日

JESCOホールディングス株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 須 永 真 樹 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐 藤 健 文 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、JESCOホールディングス株式会社の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JESCOホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年10月20日

JESCOホールディングス株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 須 永 真 樹 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐 藤 健 文 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JESCOホールディングス株式会社の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を受け、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年10月20日

J E S C Oホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 正明 ㊟

監査役 向井 久志 ㊟

監査役 佐藤 精一 ㊟

(注) 常勤監査役鈴木正明及び監査役佐藤精一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

第48回 定時株主総会 会場ご案内図

<会場> 東京都新宿区内藤町87番地
四谷区民センター9階 四谷区民ホール
TEL 03-3351-2118



<交通機関のご案内>

東京メトロ丸ノ内線「新宿御苑前」2番出口（大木戸門）より徒歩5分
都バス：品97 新宿駅西口～品川車庫「新宿一丁目」下車

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。